

日本通訳学会第7回年次大会コミュニティ通訳分科会シンポジウム

2006年9月23日

東京外国語大学

「司法通訳にとっての等価性とは：正確な通訳の可能性と限界」

<シンポジスト>

吉田 理加（通訳者／立教大学大学院S）

毛利 雅子（通訳者／南山短期大学[非常勤講師]）

津田 守（通訳学会理事／大阪外国語大学）

<司会>

水野 真木子（通訳学会理事／千里金蘭大学）

日本通訳学会コミュニティ通訳分科会の現在の研究プロジェクトのテーマは「法廷での通訳の正確性、等価性」です。2006年9月23日に開催された日本通訳学会第7回年次大会では、このテーマでシンポジウムを行いました。以下は、その録音テープを書き起こし、本誌掲載用に編集したものです。（水野真木子）

水野：第2セッションを始めたいと思います。テーマは「司法通訳の正確性について」です。最初は、スペイン語通訳者で、現在、立教大学大学院で研究を進めておられる吉田理加会員に20分ほど、今日のテーマに関わる内容について個人発表の形でお話していただきます。その後からシンポジウムに入りますが、吉田さんにはシンポジウムのテーマに沿って、再び手短にお話しいただき、毛利さん、津田さんと続いてお話しいただきます。それでは吉田さん、よろしくお願ひします。

吉田（発表要旨）：「刑事法廷における裁判官・弁護人・通訳人の通訳観」

近年、法廷通訳を含むコミュニティ通訳に関する重要な研究が多数なされてきており、その研究方法においても、社会（言語）学、（言語）人類学、心理学等の学際的な枠組みが取り入れられています（Angelelli, 2000; Berk-Seligson, 2002; Hale,

Community Interpreting SIG, "Symposium at the 7th Annual Conference of JAIS: Equivalence in Legal Interpreting."

Interpretation Studies, No. 7, December 2007, Pages 295-305.

(c) 2007 by the Japan Association for Interpretation Studies

1997; 灘光, 2001; Wadensjö, 1997)。しかし、そのほとんどが通訳者に焦点をあてた研究になっています。これに対して、発表者が現在行っている研究は、法廷で支配的権力を有している裁判官(4名)、弁護人(7名)、そして通訳人(13名)へのインタビュー談話分析を、ゴフマンの参与枠組み(フレーム)理論、および言及指示機能と社会指標機能、指標性、メタプラグマティクス、スピーチイベントなど、言語人類学で用いられている概念装置で分析し、法廷参加者が通訳作業ならびに通訳者の役割をどのように捉えているか(通訳観)について、彼らのコミュニケーション観、言語観、役割意識、アイデンティティ等と関連付けながら考察しようというものです。異なる立場を有する法廷参加者が、通訳人の役割や通訳プロセスについて異なる「通訳観」を抱いており、その差異が通訳人の訳出行為を規定するひとつの要因となっていることを示し、通訳人が介在する裁判という相互行為を包括的に捉えた通訳研究アプローチの重要性を示すことを目的としています。

談話分析の結果、裁判官と弁護人の多くは、通訳人を「言われたことをそのまま訳す」音声装置(アニメーター、cf. Goffman, 1981)と位置づけ、通訳人を異言語間のコード変換を担う媒体または接触回路として捉えていることがわかりました。また、裁判官は言語の社会指標機能が心証形成に影響を与えることを強く意識しており、通訳人の役割を多層的(言及指示レベル・社会指標性レベル)に捉える傾向があることも明らかになっています。一方、弁護人の多くは、弁護人の役割を法律世界と日常世界の間の翻訳者と認識しており、そのため、法廷において弁護人の役割と通訳人の役割が重複しないよう、通訳人の役割は厳密に「言語コードの変換」に限定するべきであり、訳出に反映しにくい発話の社会文化的前提などの説明は弁護人の役割であって、通訳人がプリンシパル(発話主体、cf. Goffman, 1981)になるべきではないと考えています。

これに対して、通訳人は、中立公正な立場を心がけつつも、「伝える」ことが通訳者の使命であると感じています。また、コミュニケーションで指標される異なった社会文化的前提を意識し、言及指示内容のみならず言語の社会指標性を訳出に反映させることが重要であると考えている一方、裁判官や弁護人が期待する通訳人像(翻訳機械)にフッティングをあわせる義務も強く認識しており、ジレンマを感じています。

このように、法廷参加者は異なった通訳観を有し、中でも裁判官・弁護人の支配的通訳観が法廷での通訳行為を含む相互行為を規定するフレームとして頻繁に作動していることが明らかになりました。本研究では、このような法律家のフレームが、通訳人のフッティングを規定していることから、法廷通訳研究において、通訳人を法廷という場の相互行為の参加者とみなし、通訳行為を法廷での出来事全体の中で分析することの重要性が示唆されているものと考えます。

水野：ありがとうございました。司法通訳の世界を学問的に分析され、明瞭なパラダ

イムを提示されたという点で、画期的なご研究およびご発表だと思います。それでは、ここからシンポジウムということにさせていただきますが、引き続き吉田さんにシンポジストとして、スペイン語通訳者の立場でお話しをお願いします。

始める前に、お配りしましたレジュメ「司法通訳にとっての等価性とは：正確な通訳の可能性と限界」を見ていただきたいと思います。昨年、コミュニティ通訳分科会で司法通訳の倫理原則案をまとめました。これは、アメリカ、オーストラリアなど、外国の倫理規定を参考にして4つの柱としてまとめたもので、単なる案として日本通訳学会のホームページ (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jais/>) に掲載しているものですが、この内容について、年次大会でもう少し話し合ってみようということになりました。

この倫理規定案の中でも、問題意識が最も高かったのが、「正確性」についての原則に関わる規定でした。規定 1-1 および 1-2 は次のようになっています。

1-1 通訳人は、原発言に対する削除、省略、追加、編集などをせず、ありのままに伝えなければならない。

1-2 通訳人は、原発言のニュアンスやそのレジスター（言語使用域）にも忠実に訳さなければならない。

これに対して、果たして「ありのままに」伝えるということは可能なのか、あるいは、ニュアンスやそのレジスターに、どの程度「忠実」でありうるのか、といった問題が提起されています。

今日は、この「正確性」あるいは「等価性」という問題について、3名の会員の方からお話しを伺いますが、通訳が忠実でありうるかという議論は、中立でありうるかという議論にも密接に関わるものです。このような通訳者の立場性という点も加味して議論できたら、と思っています。では、最初に、吉田さん、よろしくお願ひします。

吉田：今度は具体例を出してお話しさせていただきます。ある弁護人へのインタビューで、通訳を介さずに日本語で行なわれた裁判の事例を挙げられたので、その事例を紹介します。ある地方の裁判所で、年配の女性が証人として出廷し、その地方の方言で、緊張してはいましたが正しい証言をしていたにも関わらず、裁判官は、証人が話をはぐらかそうとしていると感じて、その結果、証人の証言は信用できないという否定的な心証を形成したという事例でした。その弁護人の指摘によりますと、その地方では隣村に行けば、微妙に異なる方言が話されているため、裁判官は証人が方言を話している事実気がつかず、誤解したまま心証形成をしてしまったようです。

この事例は、先ほどの発表の考察で触れました言語の“powerless style” (cf. Conley & O’Barr, 2005) という概念を想起させます。この“powerless style” というのは、ロビン・レイコフが “women’s language” として女性のスピーチスタイルの特徴と

して挙げた、断定表現を避け垣根表現などを多く用いるスタイルが、法廷では話し手のジェンダーよりも社会的地位が低い人によって用いられ、その結果、信頼性が低い証言であると裁判官にみなされる傾向があることからこのように呼ばれています。この事例は、法廷で信頼を得られる「話し方」のスタイルを習得していない話者は、法廷では「言語弱者」になっていることが示されています。

私たち通訳人としては、レジスターの等価性などさまざまな面での等価性を心がけて通訳に当たっているわけですが、これは「中立」の立場と言えるのでしょうか。言語的な弱者の言語能力の欠如により不当に扱われてしまうことを回避するために法廷通訳人が介在するのはいけないことなのであるかという疑問を、私は持つに至っています。

私はスペイン語の通訳をしておりますので、日本に長期間、住んでいる方の事件が比較的多いです。部分的に日本語の単語をそのまま使う人も多いのですが、例えば、「どこで働いていますか？」と聞かれて、「オミセ」と答えます。「オミセ」とは、スナックとかナイトクラブとか風俗店のことです。しかし、私たちが「お店」と訳せばそれは正確な訳なのか、動詞は言っていないけれども「お店で働いています」として、補充して訳出するのが正確なのか、または、「お店」ではなくて、「スナック」で働いていると訳すのか、「ナイトクラブ」というのか、「風俗店」というのか、どの訳語が選択されるかにより、心証が変化する可能性があります。

このように心証形成に影響を与える訳語の選択という作業を、私たち通訳人がしているわけで、通訳者の価値観であるとか考え方というものが訳出に反映されている問題だと思えます。

水野：ありがとうございます。言語弱者という概念について触れられましたが、*Creating Language Crimes* (Roger W. Shuy, Oxford University Press, 2005) という本も出ているように、言葉の使い方次第で、人が罪にも問われかねないという状況があります。言葉の持つ力、意義は非常に強いものだと思います。では、次は南山短期大学の毛利雅子会員から、法廷通訳者の立場からお話しいたします。

毛利：皆さん、こんにちは。毛利雅子です。私は英語の法廷通訳人をしておりますので、英語の立場からコメントさせていただきます。参考資料として実際の起訴状原文、モデル訳を用意してありますので、お手元にございましたらご参照ください。

先ほど、水野先生から通訳の等価性・正確性についてお話がありましたが、言語によってそれをどう捉えるかという点も違っていると思えます。ですので、私自身は英語の司法通訳の経験からお話しさせていただきます。英語対象の通訳と一口に言いましても、英語を母国語とするアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド出身の方もいますし、母国語とされる方でも訛りのきつい方、例えば皆さんも耳にされたことがあるかと思いますが、オージーイングリッシュなどいろいろあります。

さらに英語通訳の場合、実際に被告人となる方の国籍がインド、シンガポールといったアジア系だったり、それから最近急増しているのが、特に私の地元である愛知県で急増しているのがアフリカ出身者です。これはアフリカ言語の通訳者がいないので、いわゆる英国の旧植民地系出身ということで英語の通訳がつけられる、またそれに本人も同意をしているということで英語の通訳がつくということがあります。そうしますと、一口に英語の通訳といっても、被告側の英語のレベルが全く違います。それから文化も国情も全く異なっているところから来ている人たちが、ひとくくりに英語の通訳ということでまとめられてしまいます。

さて、ここに『法廷通訳ハンドブック』という本が2冊ありますが、この中の記述で裁判所から通訳に期待されるものとして、「法制度や歴史的背景の違い等から、被告人が通訳人に対し敵対心を持つことや、逆に被告人が言おうとする本当の意味が分からないことがあると思われまます。したがって、法廷通訳を行うに当たっては、語学的な面だけでなく、その国の文化や法制度等を理解するよう日ごろから努めてください」とあります。つまり、裁判所は通訳人に丸投げ状態、このようなレベルを求められる上に、先ほどの吉田さんの発表にありましたように、黒子的、機械的に通訳をする、透明なフィルターのような立場を求められているというのが現状です。

今お見せしましたように、こういったマニュアルも法務省関係から出版されておりますが、これを元にして私が実際に経験した起訴状と比較して、現状はどうなっているかという点を少しお話しさせていただきます。

それではハンドアウトの1枚目、起訴状原文というのを見ていただけますでしょうか。これを全て読むと時間がかかりますので、後でお目通しいただければと思いますが、この日本語はこの分量でワンセンテンスです。「被告人はみだりに…」から始まって、最後にやっと丸（。）が来るという、これでワンセンテンスです。実際にサンプルとして載っているものもワンセンテンスで書いてあります。サンプルとして載っているものは非常に短いのですが、現実に出される起訴状はこのように長いものです。ですので、これは普通に日本語として聞いていてもなかなか理解しにくいものだという事は、お分かりいただけるのではないかと思います。それから用語が独特です。「情を知らない」「事実を秘して」、また「キャリーバッグに隠匿した上」などがあります。キャリーバッグというようにカタカナ用語も使われています。さらに最初に「被告人はみだりに」とありますが、「みだりに」はどのような意味で使っているのでしょうか。こういう理解しにくい用語を普通に出されてしまうのが現状なのです。

では、現在討論されている「正確に」「忠実に」、「言葉に忠実に」を実行するにはどうしたらよいかと考え、サンプルを作成してみました。それが次のサンプル1です。後でお目通しいただければと思いますが、これは機械的に黒子に徹し、直訳で、忠実に日本語に即してワンセンテンスで訳したものです。ではこれを耳で聞いて

た場合、すぐに理解できるかという点、疑問が残るのではないのでしょうか。

さて、次にサンプル2としたものが、先ほどお見せしました法曹会から出ている『ハンドブック』から取り出したもので、大麻取締法違反の起訴状の例です。実際に私が経験した起訴状よりもかなり短いものですが、これも日本語で1文となっています。これも「みだりに」とか「本邦に上陸し本邦に大麻を輸入しようとしたものである」とあります。が、実際に法曹会から出ている英語の例は1文にはなっていません。ただ、英語の場合、法廷通訳ハンドブックが2冊ありますが、用語の使い方がこの2冊の間で異なっています。英語は、“in the absence of legal grounds for exceptional treatment” となっていますが、日本語訳を見ると1冊のほうは「法定の除外理由がないのに」、もう1冊は「みだりに」と、日本語で聞くとニュアンスが違ふものが英語では同じ訳になっています。さらに、「隠匿携帯する」になると英語訳がこの2冊の間で異なっており、一方は **concealing** であり、もう一方は **secreting** と日頃はあまり使用されない言語が使われています。こういった文献が、公判前に通訳人には一読するようにと推挙されているのが現状です。

ここまでいきますと、今の段階では等価性・正確性を問題にすることが、いかに大切かということがおわかりいただけると思います。たしかに通訳は、忠実に言ったことをもらさず正確に通訳することが絶対に必要ですが、逆に言いますと、裁判所から通訳人に求められている役割は、丸投げの部分が非常に多い、それを全て通訳というフィルターを通して、言葉の部分でも文化の部分でも解決してもらおうというのが見受けられるように思います。

そして最後になりますが、現時点で私が考えた、英語を聞いている人も分かりやすいのではないかと最終的に考えた起訴状サンプルを最後に載せてあります。まず罪名を最初に提示して、それによって聞いている被告人がわかりやすい順序にするというものです。これについては、最近発刊されました『特殊刑事事件の基礎知識—外国人事件編』になりますと、罪状が最初に述べられ、日本語を母国語としない人でも聞いていてわかりやすいものになってきつつあります。その他としては、日本語が一文であっても、英語は全てを関係詞などでつなげるのではなく、意味ごとにわかりやすいレベルで構成する、古い表現を英語ではわかりやすくする、また時間や理由などを表す副詞などを使用して、経緯がわかるようにする、さらに法曹会出版の本では「輸入しようとしたものである」と起訴状では「密輸」と言わず「輸入しようとしてその目的を遂げなかったものである」という表現がされていますのでそのまま **import** という動詞が使われていますが、これも実際に現状に合わせて **smuggle** とするべきではないかと思えます。

ここまでやってしまうと、本当に等価性が維持できるのか、と裁判所からクレームがつくかもしれませんが、実際にどちらにとっても中立な立場である 裁判所にとっても中立、被告人(外国人)にとってもわかりやすく自分の心情を正直に話

そうという気持ちにさせるためには、相手にわかりやすく通訳することが必要ではないかと考えています。

水野：ありがとうございました。実は、私は判決文を分析した論文を最近発表しましたが、今の毛利会員のテーマと似たようなテーマを扱いました。起訴状でも判決文でも、なぜ法律文はこんなに長いのか。1文でひとつの罪を表現するので、自然と長くなってしまいます。でも、それをそのまま英語で表現しようとする、非常に **uncomfortable** になる。ではどうしたらいいのか。法的効果や意図、あるいは意味の等価性は実現するのか。どれかの等価性を優先させると、他の等価性が犠牲になってしまうのではないかと。このような問題が常に存在します。

また、毛利会員が例として挙げられた「みだりに」という表現ですが、これは「法廷の除外自由がないのに」という表現と意味は同じです。日本語として異なる表現なのに、法律家に聞くと、その意味するところは同じなので同じ訳でよいと言われることが多いです。ですから、私はこの2つを同じ表現で訳すことにしています。でも、毛利会員は、日本語表現が違うから英語でも訳し分けるとおっしゃいました。このように、人によっても対処の仕方が異なります。どのレベルで「正確性」や「等価性」を考えていくのが、今後の問題だと思います。

では、次にユーザーの立場という観点から津田会員にお話しいただきます。津田会員はフィリピン語の法廷通訳人を務めておられ、そういう点でも「多言語」という今大会のテーマにも合っていると思います。（[註]以下、発言内容はテープ起こしではなく、発言の要旨を編集者がまとめたものです。）

津田：最高裁判所は「法廷通訳人」の「正確性」に関連してどのような見解を示しているのでしょうか。最高裁判所事務総局刑事局監修の『特殊刑事事件の基礎知識 外国人事件編』（平成8年刊）からいくつか引用して、議論の手掛かりとします。（[註]以下、下線付ゴシック体は津田会員による）。

- 日本語の供述録取書は、一般の証拠能力の要件に加えて通訳の**正確性**が立証されて始めて証拠能力を認められるものと解する説が有力である。その立証方法は一般に自由な証明で足りるとされている。被告人質問を先に行うなどしても通訳の**正確性**に関する争いが解消しない場合には、捜査官は原供述を知り得ないので、最終的には立ち会った通訳人を証人として尋問することになるであろう。しかし、一般に、その尋問をしても通訳人が具体的なやりとりを記憶していることは稀であり、一般的な通訳方法や能力に問題がある場合は別として、それ以外の時には「**適正に**通訳したはずである」という一般的な答えに終始することが多いとの指摘もある。
- 外国語による供述書には翻訳文を添付させる必要がある。翻訳文の**正確性**に争いのある場合には、とりあえず請求自体を留保させ（あるいは一度撤回させ）、争いのある部分については再検討をさせ、そのうえで**正確な**翻訳文と双方が認

めたものを外国語の供述書とともに採用するといった運用もみられるようである。

- 採用した後に争いが生じたときは、同様に双方に検討させ、争いが解消したときは、**正確な**翻訳文の出し直しをさせるという扱もある。既に同意証拠として採用済みの場合には、同意の前提として認識していた供述内容が変更されることになるので、改めて証拠に対する意見を聞くのが相当であろう。(77頁)
- 複雑な文章、日本語独特の表現、特殊なことわざ等については、**正確な**通訳が困難なときがあるので、当事者に簡潔な文章、通訳可能な表現、他の適当な言葉に変えるよう依頼し、時には裁判所において適当な言葉に置き換えて通訳してもらおうよう配慮する必要のあることもある。
- 法廷通訳の**正確性**が問題とされた場合に備えて、日本語に通じない商人の尋問及び供述、日本語に通じない被告人に対する質問及び供述は、裁判長の指示によりテープに録音し、これを保管する扱いがされている。控訴があった場合は、録音テープは事件記録とともに高裁に送付される。(83頁)
- これ [註：開廷中の疑義] に関して、チェックインタープリター（通訳人の通訳の**正確性**をチェックする者）の弁護士席への同席を認めるかどうかという問題がある。法廷通訳人の**通訳の能力**があることを前提にして選任している以上、そのチェックをするという必要性は通常見出し難いと思われる上、法廷の当事者席に弁護士以外のものを同席させてなんらかの活動を許すのは好ましくないという意見がある一方、**正確性**の争いはできるだけその場で解決することが望ましく、現実にも**誤訳**がないとはいえ、特に同席を認めても大きな弊害はないと思われるので、その必要性を慎重に検討した上、事案によっては例外的に弁護人の補助者として同席を認めることも考えられるという意見もある。(84頁)
- **重要な部分に誤訳が多いために、当事者の尋問が実質的に十分にできなかった**と認められるような場合には、証人の再尋問を検討すべきときもあるであろう。通訳の**正確性**の疑義が解消されず、新たに別の通訳人に通訳の**正確性**を確認する必要があると認めるときには、別の通訳人に鑑定を依頼する等の措置をとることも考えられる。(85頁)

水野：ありがとうございました。さまざまなユーザーがあり、それぞれ独自の立場での正確性の概念があるということですね。では、ここで、この正確性についての問題を最初に提起してくださった近藤会員に、コメントをお願いしたいと思います。

近藤：ありがとうございます。私は、法定通訳はしたことがありません。一度、デポジションの通訳をしたことがあり、それで、いわば懲りてしまいました。私にはこういう仕事はできないなあという感じを受けました。

今日は、2つの感想を述べさせていただきたいと思います。ひとつは、中立性・

正確性・公平性について、機械的に・黒子に徹して・直訳で・忠実に、などとも言われることについてです。これはとても原理的な問題ですので、ほんの少し、理屈っぽくなりますが、私の考えていることを述べさせていただきます。おそらく、ちゃんと述べた方がお分かりいただけると思います。

そもそも人間は、あることを「あるがままに」「忠実に」聞き取れるのかという問題から出発すると分かりやすいと思います。英語を知らない小学校2年の息子は、「オーストラリアではみんな、<ハロー太夫>って言うね」と話してくれたことがあります。つまり、How old are you? を前もって知らなければ、それを聴き取ることもできないし、ましてやその意味を理解することもできません。息子にはここにこしていただけないのでしょう。知らない固有名詞は聴き取れません。つまり、人があること・ものをそのものと認識できるためには、それについての *a priori* の知識、なんらかのイメージが必須です。だから通訳者は、聴いたことを認識して解釈するために、自分の知識・体験のすべて、つまりその全人格をかけていると言えるのではないのでしょうか。人が完全に無色透明なフィルターになるということはありません。フィルターにかかれば、かならず何かを通り、何かブロックされる。ですから、通訳には「解釈」が伴う。セレスコヴィッチの言う「意味」の理解は、通訳者がある発言を認識して、「解釈」して得られる理解です。これをしない通訳は、意味のわからない目標言語をただしゃべっているだけになってしまいます。これは、翻訳にも当てはまることだと思います。だから誤訳が生じるのです。あるいは単に本を読むときにも同じことが起きています。

しかし、これを言うと、通訳者は勝手な、恣意的な解釈をしているのかと問われることになります。私はこの疑問にはこう応えることができていると思っています。マックス・ウェーバーは、学問をするときの方法論上の要請のひとつとして、*Wertfreiheit* ということを行いました。英語に置き換えれば、*value-free-ness* になり、つまりは *value-free science* が必要だと言ったことになります。欧米の多くの社会学者はこれを、「科学・学問に自分の価値を持ち込んではならない」という意味に解釈し、英語の社会学の標準的な教科書にはそのような説明があります。この意味では、*Wertfreiheit* は「没価値性」という意味だとすることができます。これはいわば「原発言に忠実な通訳」に対応するかもしれません。

ところが、日本のウェーバー研究者の多くはこれに異を唱えています。ウェーバーの言うその他の方法論上の要請から考えても、科学・学問に生涯をかけている科学者が、そのもっとも大切な活動（つまり科学・学問）をする時に自分の持っている価値を忘れていいはずがないし、そんなことはできないと言います。そして、本当にウェーバーが言いたかったのは「価値を持ち込まない」ということではなくて、「理論的に（あるいは一時的に）自分の価値から自由になって、いったんそれを横に置いておいて、他の研究者などの価値から対象・現実を見てみる、そして依って

立つ価値が違っていれば、対象が違って見えてくるにちがいないので、それぞれを付き合わせることによって真理に一步近づける」ということだったと主張しています。この意味では *Wertfreiheit* を「価値自由」と訳しています。

私は、実はプロの通訳者はこの「価値自由」という方法を日常的に実践していると言っていると思っています。ですから、通訳者はたしかに「解釈」をしているし、「解釈」して初めて意味が取れるのだから、これは避けられない。しかし、その時には、解釈のプロとして、言語としての英語に精通しているし、文脈 (context) から適切な解釈に至ることに経験がある。それだけでなく、話し手の価値観までとはいかなくても、話し手のことを、その人の立場、置かれた状況、背後にある文化などをできるだけ多く知り、それに基づいて原発言の意味を探っている、だから勝手な、恣意的な「解釈」ではない、と言えるのではないのでしょうか。

だから、通訳者としては両面作戦を強いられることになります。「忠実に通訳しろ」と言う人にはそんなことは原理的に不可能だという説明をする。しかし逆に、それでは勝手に解釈しているのかと問われれば、そうではない、言語を熟知しているし、プロとしての経験もある、そしてその発話者に関してちゃんと情報も集め、勉強もしている、そのケースについても事前の準備をしているから、勝手に解釈しているわけではない、と逆のことを言わざるをえない。もちろん、その場にある通訳者の解釈がいつも絶対に「正しい」というわけではないが、その場に置かれた者として、ぎりぎりの適切な解釈 (the most valid interpretation, the best available, in a given interpreting setting) をしているのだ、ということになりますでしょうか。

Gonzales, R.D., Vasques, V.F., & Mikkelsen, H., 1991, *Fundamentals of Court Interpreting* (Durham, N.C.: Carolina Academic Press) という大著があります。実はこの本、よく読むと、上の2つの見解が混在しています。一方では、発言の繰り返し、言いよどみ・どもり、躊躇、言い換えなどもすべて「その通りに」「通訳」するのが法廷通訳だと述べ、他の章では、通訳者がいかにして自分のもっている情報・知見などすべてを動員して「解釈」に至るかを説明しています。編著者が3人いて、著者間でこの点についての整理がついていません。おもしろい現象ですが、それだけこの問題は大きいということでしょうか。

もちろん、この私の意見への反論は大歓迎です。さらに論争を通して、より深い理解に到達する必要があると思っています。

もう1つの感想ですが、判決文や起訴文は非常に長く、日本の法律文は悪文だと言われています。今、日本社会が多文化社会になってきましたが、それに応じて裁判所の司法改革の一環として、そこで使われる言葉も、普通の日本人が分かる言語に変わらなきゃならないという動きがあつて然るべきだと思うんです。日本社会の中で機能する司法のあり方について、司法には素人である私たちの学会などが、改革の訴えをするのはおこがましいかもしれないけれど、そういう考えを述べていく

必要があるのではないかと思いました。

水野：たしかに法律文平易化運動というのがあり、判決文などを分かりやすく書く裁判官もおられるようですが、それは一部に過ぎないようです。意識はあるが、実際には変わるのには難しいということですね。

津田：ご存知のように、裁判員制度が数年後に発足し、選挙人名簿からピックアップされた人が、重い罪、つまり強姦、殺人などの、これまでの裁判官の合議による事件に、さらに6人の市民が加わることとなります。そうすると、彼らに分かる言葉でないと進まないの、その制度に向けての動きが始まったら、日本の法曹会の人たちも変わらざるを得ないでしょうね。

水野：今後、司法通訳の談話分析の研究が重要になってくると思われれます。コミュニティ通訳分科会でも、プロジェクトを発足させ、データ集めから始めたいと思っています。関心のある方にはコアメンバーになっていただけたらと思っています。

今日のテーマは非常にチャレンジングなものだと思いますが、今日の短い時間では充分ではありませんので、分科会の会合で再度ディスカッションし、「正確性」についてさらに議論を深め、来年度の学会誌で紹介したいと思っています。今日は、どうもありがとうございました。

